

「ビズ定期預金」の商品説明書

大阪協栄信用組合

1. 商品名		『ビズ定期預金』 自由金利型定期預金 <大口定期預金>
2. 販売対象		原則、法人の組合員
3. 期間		1 年
4. 預入	(1) 預入方法	一括でのお預入れ
	(2) 預入金額	1,000万円以上
	(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法		満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息	(1) 適用金利	預入金額 1000 万円以上 5000 万円未満の場合:年 0.50% 預入金額 5000 万円以上 1 億円未満の場合:年 0.70% 預入金額 1 億円以上の場合:年 1.0%
	(2) 利払方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
	(3) 計算方式	付利単位1円とし、1 年を 365 日とする日割計算。
	(4) 税金	・非課税法人を除く法人のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。
7. 自動継続		元利継続あるいは元金継続のお取扱いができます。
8. 期限前解約(中途解約)		
	(1) 解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率で預入日から解約日の前日までの日数計算をした利息(期限前解約利息)から税金を差し引き、元金と合わせてお支払します。
	(2) 中途解約利率	・実際の預入期間が6カ月未満の場合 …………… 解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6カ月以上1年未満の場合 … 約定利率×50% なお、上記により算出された中途解約利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率を中途解約利率として適用します。
	(3) 解約手数料	いたしません。
9. 特約事項		
	(1) マル優	法人の方限定のためマル優の対象外です。
	(2) 総合口座	お取り扱いできません。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置		・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務運営部(総務部門)にお申出ください。 【大阪協栄信用組合業務運営部(総務部門)】 受 付 日 :月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電 話 :06-6644-6101 所在地 :〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-9-18 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-kyoei.co.jp/ 苦情等のお申出は、当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。 【大阪地区しんくみ苦情等相談所(一般社団法人 大阪府信用組合協会)】 受付日 :月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電 話 :06-6941-1441 所在地 :〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9 【しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)】 受付日 :月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時

	電 話 :03-3567-2456 所在地 :〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 ・紛争解決措置 公益社団法人 民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能です。ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合業務運営部(総務部門)またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、民間総合調停センターや仲裁センターへ申し出ることも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください								
11. その他参考となる事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 853 469 891">(1) 期限後利息</td><td data-bbox="469 853 1474 891">満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</td></tr> <tr> <td data-bbox="245 891 469 929">(2) 一部解約</td><td data-bbox="469 891 1474 929">一部解約・一部引出はできません。</td></tr> <tr> <td data-bbox="245 929 469 967">(3) 証書・通帳</td><td data-bbox="469 929 1474 967">証書もしくは通帳を発行します。</td></tr> <tr> <td data-bbox="245 967 469 1005">(4) 預金保険制度</td><td data-bbox="469 967 1474 1005">預金保険の対象(定額保護)となります。</td></tr> </table>	(1) 期限後利息	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。	(2) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。	(3) 証書・通帳	証書もしくは通帳を発行します。	(4) 預金保険制度	預金保険の対象(定額保護)となります。
(1) 期限後利息	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。								
(2) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。								
(3) 証書・通帳	証書もしくは通帳を発行します。								
(4) 預金保険制度	預金保険の対象(定額保護)となります。								

(令和 8 年 10 月 1 日現在)